

## 他市の規定の例

資料3

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	三鷹市	第5章 市政運営	-	(基本構想及び基本計画の位置付け等) 第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。 2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。
2	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	多摩市	第2章 基本原則	第6節 市の執行体制	(市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。 2および3 (略)
3	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	豊島区	第7章 区政運営	第1節 行政運営	(基本構想及び計画行政) 第41条 区長は、この条例の理念にのっとり、地域の将来展望を示す基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければならない。 2および3 (略)
4	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	大和市	第6章 行政運営の原則	第1節 総合計画	(総合計画) 第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。
5	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	中野区	第2章 行政運営		(基本構想の制定等) 第8条 区は、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。 2 執行機関は、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うものとする。
6	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	清瀬市	第3章 市民参画の原則		(基本構想等への参画) 第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画(以下「計画」という。)の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。 (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。 (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。 (3) 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。 (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

## 他市の規定の例

資料3

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
7	(1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	久喜市	第6章 市政運営		(総合振興計画の策定及び進行管理) 第11条 市長は、議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。 2 市長は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。
8	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	杉並区	第8章 区政運営		(基本構想等) 第14条 区は、区の最上位の計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等(次項において「総合計画等」という。)を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。 2 区は、総合計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗状況の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
9	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第3節 市長等 第2款 行政運営等	(行政運営の基本等) 第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。 2および3 (略) 4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限りません。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。
10	I (1)①自治基本条例(仮称)と長期計画条例との関係	足立区	第6章 区政運営		(基本構想等) 第12条 区は、政策の基本的方向を示す基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画その他の計画を策定し、総合的かつ計画的な区政運営を図らなければならない。
11	I (1)③進捗状況の評価と見直し	三鷹市	第6章 参加及び協働		(計画の策定過程等) 第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。
12	I (1)③進捗状況の評価と見直し	豊島区	第7章 区政運営	第1節 行政運営	(行政評価) 第43条 区長等は、基本計画等に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
13	I (1)③進捗状況の評価と見直し	久喜市	第6章 市政運営		(総合振興計画の策定及び進行管理) 第11条 市長は、議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。 2 市長は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。
14	I (1)③進捗状況の評価と見直し	久喜市	第6章 市政運営		(行政評価) 第16条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めなければならない。 2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。
15	I (1)③進捗状況の評価と見直し	杉並区	第8章 区政運営		(基本構想等) 第14条 区は、区の最上位の計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等(次項において「総合計画等」という。)を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。 2 区は、総合計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗状況の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
16	I (2)①財政運営、財政の公表	三鷹市	第5章 市政運営	—	(自治体経営) 第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。 2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。 3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。
17	I (2)①財政運営、財政の公表	豊島区	第7章 区政運営	第1節 行政運営	(財政・財務) 第44条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない。 2 区長は、予算及び決算結果について、区民に分かりやすく説明するとともに、区の財政状況及び財務諸表を公表し、区長の財政方針を明らかにしなければならない。 3 区長は、区が保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければならない。
18	I (2)①財政運営、財政の公表	久喜市	第6章 市政運営	—	(財政運営) 第15条 市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。 3 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。
19	I (2)①財政運営、財政の公表	杉並区	第8章 区政運営	—	(財政運営の原則) 第22条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な活動を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
20	I (2)①財政運営、財政の公表	杉並区	第8章 区政運営	—	(財政状況の公表) 第23条 区は、 <u>区民等に分かりやすく財政状況を説明するため</u> 、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)並びに別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、 <u>貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。</u>
21	I (2)①財政運営、財政の公表	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第3節 市長等	(財政運営等) 第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。 2 市長は、 <u>財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより</u> 、財政運営の透明性の確保に努めます。 3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、 <u>その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い</u> 、市長は、その状況について、 <u>分かりやすく公表するよう努めます。</u>
22	I (2)①財政運営、財政の公表	足立区	第6章 区政運営	—	(財政運営) 第14条 区は、最少の経費で最大の効果を挙げるような財政運営を行うように努めなければならない。 2 区は、 <u>歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を、別に条例で定めるところにより</u> 、区民にわかりやすく公表しなければならない。
23	I (2)①財政運営、財政の公表	大和市	第6章 行政運営の原則	第3節 財政	(財政の健全性の確保) 第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。
24	I (2)①財政運営、財政の公表	大和市	第6章 行政運営の原則	第3節 財政	(財政状況等の公表) 第28条 市長は、 <u>財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。</u>
25	I (2)②財援団体	三鷹市	第5章 市政運営	—	(出資団体等) 第27条 <u>市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに</u> 、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、 <u>必要な支援及び要請を行うことができる。</u> 2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、 <u>必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。</u> 3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、 <u>必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べる</u> ことができる。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
26	I (2)②財援 団体	川崎市	第2章 自治 運営を担う 主体の役 割、責務等	第3節 市長 等	(行政運営の基本等) 第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。 2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。 (1)市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。 (2)市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。 (3)市民からの提案等に的確に応答すること。 (4)市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。 (5)施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。 (6)法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。 3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。 4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限り、)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。
27	I (3)法令 の解釈	大和市	第2章 自治 の基本原則	第1節 総合 計画	(法令の自主解釈) 第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。
28	I (3)法令 整備	三鷹市	第5章 市 政運営	—	(政策法務) 第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。 2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。
29	I (4)①②行 政評価	豊島区	第7章 区 政運営	第1節 行 政運営	(基本構想及び計画行政) 第41条 (略) 2 区長は、社会経済状況を踏まえ、重点的に展開すべき施策等を明らかにするとともに、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る行政運営の仕組みを構築しなければならない。 3 (略)
30	I (4)①②行 政評価	豊島区	第7章 区 政運営	第1節 行 政運営	(行政評価) 第43条 区長等は、基本計画効に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

他市の規定の例

資料3

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
31	I (4)①②行政評価	久喜市	第6章 市政運営		(行政評価) 第16条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めなければならない。 2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。
32	I (4)①②行政評価	三鷹市	第5章 市政運営		(行政評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。
33	I (4)①②行政評価	多摩市	第4章 参画・協働	第2節 参画の形態	(評価への参画) 第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。 3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。
34	I (4)①②行政評価	大和市	第6章 行政運営の原則	第1節 総合計画	(行政評価) 第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。 2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。
35	I (4)①②行政評価	杉並区	第8章 区政運営		(行政評価) 第21条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。
36	I (4)①②行政評価	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第3節 市長等 第2款 行政運営等	(評価) 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。
37	I (4)①②行政評価	足立区	第6章 区政運営		(行政評価) 第15条 区は、効果的かつ効率的な区政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
38	Ⅱ(1)行政組織の整備	多摩市	第2章 基本原則	第6節 市の執行体制	(市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。 2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。
39	Ⅱ(1)行政組織の整備	大和市	第6章 行政運営の原則	第2節 執行機関	(執行機関の組織) 第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。
40	Ⅱ(1)行政組織の整備	三鷹市	第5章 市政運営	—	(職員及び組織) 第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。 2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。
41	Ⅱ(1)行政組織の整備	三鷹市	第5章 市政運営	—	(適法・公正な市政運営) 第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。
42	Ⅱ(1)行政組織の整備	杉並区	第7章 執行機関	—	(区長の責務等) 第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。 2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。 3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。
43	Ⅱ(1)行政組織の整備	杉並区	第7章 執行機関	—	(執行機関の組織及び職員) 第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。 2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。
44	Ⅱ(1)行政組織の整備	豊島区	第6章 区長	第1節 区長の意義及び役割	(組織及び職員の管理) 第38条 区長は区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。 2 区長は、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。
45	Ⅱ(1)行政組織の整備	清瀬市	第4章 責任	—	(市の責任) 第13条 市は、まちづくりに関する市民の要求や社会環境変化に的確に対応できるよう組織及び機構を編成しなければならない。 2 市は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、常に職員の資質の向上に努めなければならない。

他市の規定の例

資料3

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
46	Ⅱ(1)行政組織の整備	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第3節 市長等 第3款 区	(必要な組織の整備等) 第21条市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。
47	Ⅱ(1)行政組織の整備	久喜市	第5章 市長等の責務	—	(市の執行機関の責務) 第9条 市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、次に掲げる責務を有する。 (1) 計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。 (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。 (3) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めること。
48	Ⅱ(1)行政組織の整備	三鷹市	第5章 市政運営	—	(職員及び組織) 第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。 2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。
49	Ⅱ(1)行政組織の整備	豊島区	第6章 区長	第1節 区長の意義及び役割	(組織及び職員の管理) 第38条 (略) 2 区長は、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。
50	Ⅱ(1)行政組織の整備	三鷹市	第4章 執行機関	—	(補佐職の設置等) 第11条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。
51	Ⅱ(2)職員能力向上に向けた制度の充実	豊島区	第6章 区長	第2節 区の職員	(区の職員の責務) 第39条 (略) 2 区の職員は、自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し、誠実かつ公正に、及び創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。
52	Ⅱ(2)職員能力向上に向けた制度の充実	久喜市	第5章 市長等の責務	—	(職員の責務) 第10条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有する。 2 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、幅広い視点から誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有する。



他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
53	Ⅱ(2)定数適正化計画、職員能力向上に向けた制度の充実、人事評価制度	杉並区	第7章 執行機関		(執行機関に関する基本的事項) 第12条 (略) 2 (略) 3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。
54	Ⅱ(2)定数適正化計画、職員能力向上に向けた制度の充実、人事評価制度	多摩市	第2章 基本原則	第6節 市の執行体制	(市の組織体制) 第16条 (略) 2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。
55	Ⅱ(3)①公募市民②公開の原則	清瀬市	第3章 市民参画の原則	—	(附属機関の構成等) 第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等(以下「附属機関」という。)の委員に <u>公募の委員</u> を加えるように努めなければならない。 2 公募の委員は、男女同数を原則とする。 3 附属機関の会議は、 <u>公開を原則</u> とする。
56	Ⅱ(3)①公募市民②公開の原則	三鷹市	第6章 参加及び協働	—	(市民会議等の設置及び運営) 第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、 <u>原則として市民会議等の会議を公開</u> しなければならない。ただし、 <u>市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</u>
57	Ⅱ(3)②公開の原則	豊島区	第4章 区政への参加、協働	第1節 情報の共有等	(審議会等の公開) 第18条 区長等が設置する審議会等の会議は、 <u>公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない</u> と認められる場合は、この限りでない。
58	Ⅱ(3)①公募市民	豊島区	第4章 区政への参加、協働	第2節 区民参加	(審議会等の委員の公募) 第22条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、 <u>委員の一部又は全部を区民から公募</u> しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

他市の規定の例

資料3

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
59	Ⅱ(3)①公募 市民	久喜市	第9章 参加と協働の 推進	—	(市民の市政への参画) 第23条 市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めるものとする。 2 市の執行機関は、附属機関の <u>委員の選任</u> に当たっては、別に条例で定めるところにより、 <u>適正に市民が参画</u> できるよう努めなければならない。
60	Ⅱ(3)①公募 市民	杉並区	第9章 参 画及び協	—	(附属機関等への参加) 第29条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。
61	Ⅱ(3)①公募 市民	川崎市	第3章 自 治運営の基 本原則に基 づく制度等	第2節 参加 及び協働に よる自治運 営	(審議会等の市民委員の公募) 第29条 審議会等の <u>委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則</u> とします。
62	Ⅱ(3)①公募 市民	多摩市	第6章 自 治推進委 員会の設置 等	—	(自治推進委員会の設置) 第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。 5 委員会は、 <u>地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員</u> をもって構成します。 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
63	Ⅲ(1)① 行政手続の 明示的な規 定	中野区	第2章 行 政運営	—	(行政手続) 第9条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護に資するため、 <u>行政手続</u> に関し共通する事項を定め、行政運営における公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図らなければならない。
64	Ⅲ(1)① 行政手続の 明示的な規 定	久喜市	第6章 市 政運営	—	(行政手続) 第13条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、 <u>市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。</u>
65	Ⅲ(1)②行政 手続条例に ついての表 記	足立区	第6章 区 政運営	—	(行政手続) 第16条 区は、 <u>行政手続</u> に関し共通する事項について、 <u>別に条例で定めるところにより</u> 、区民の権利及び利益の保護に努めなければならない。
66	Ⅲ(1)②行政 手続条例に ついての表 記	杉並区	第8章 区 政運営	—	(行政手続) 第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、 <u>別に条例で定めるところにより</u> 、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。
67	Ⅲ(1)②行政 手続条例に ついての表 記	豊島区	第6章 区 長	—	(行政手続) 第42条 区長等は、行政手続に関して共通する事項を <u>別に条例で定め</u> 、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、区民の権利・利益の保護に努めなければならない。
68	Ⅲ(2)監査の 明示的な規 定	三鷹市	第5章 市 政運営	—	(監査) 第26条 <u>監査委員</u> は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の <u>監査</u> 並びに市の事務の執行の <u>監査</u> をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。
69	Ⅲ(3)オンブ ズマンの 明示的な 規定	三鷹市	第5章 市 政運営	—	(オンブズマン) 第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。 2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。 3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。
70	Ⅲ(4)職員の 報告	中野区	第2章 行 政運営	—	(公益通報) 第11条 執行機関は、行政運営上の職員の違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を定めるものとする。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
71	Ⅲ(4)職員の報告	豊島区	第6章 区長	第2節 区の職員	(公益通報等) 第40条 区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。 2 前項に定める是正行為に係る公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に条例で定める。
72	Ⅲ(4)職員の報告	三鷹市	第5章 市政運営		(適法・公正な市政運営) 第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。
73	Ⅲ(5)職員倫理	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第3節 市長等	(市長等の権限、責務等) 第14条 (略) 2 (略) 3 職員は、 <u>市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち</u> 、職務を誠実かつ公正に執行します。
74	Ⅲ(5)職員倫理	大和市	第5章 市長		(市職員の責務) 第16条 市職員は、 <u>市民全体のために働く者として</u> 、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。 2 (略)
75	Ⅲ(5)職員倫理	中野区	第1章 総則		(執行機関の職員の責務) 第6条 執行機関の職員は、 <u>その職責が区民の信託に由来することを自覚し</u> 、この条例の目的の実現に向けて、政策課題に適切に取り組みなければならない
76	Ⅲ(5)職員倫理	久喜市	第5章 市長等の責務		(職員の責務) 第10条 職員は、 <u>全体の奉仕者として</u> 、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有する。 2 (略)
77	Ⅲ(5)職員倫理	三鷹市	第5章 市政運営		(職員及び組織) 第20条 (略) 2 職員は、 <u>その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い</u> 、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 3 (略)
78	Ⅲ(5)職員倫理	杉並区	第7章 執行機関		(執行機関の組織及び職員) 第13条 (略) 2 区の職員は、 <u>全体の奉仕者として</u> 、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。
79	Ⅲ(5)職員倫理	豊島区	第6章 区長	第2節 区の職員	(区の職員の責務) 第39条 (略) 2 区の職員は、 <u>自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し</u> 、誠実かつ公正に、及び創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。

他市の規定の例

資料3

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
80	Ⅲ(6)政治倫理	杉並区	第6章 区議会		<p>(区議会議員及び区議会議長の責務)</p> <p>第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前2条に規定する責務等を果たすため、積極的な調査研究活動を通じ、審議機能及び政策立案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>2 区議会議員は、<u>政治倫理の確立に努め</u>、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 区議会議長は、区議会を代表し、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければならない。</p>